

第7期定期株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結持分変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日～2022年3月31日)

プレミアグループ株式会社

第7期定期株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.premium-group.co.jp/ja/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として1ヵ月に1回定期取締役会を実施し、必要に応じて隨時に取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、社外取締役を含む取締役会の構成員により代表取締役の職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- b. 取締役会の決議により定めたコンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の課題・問題把握に努め、当社のコンプライアンス体制を推進します。また、コンプライアンス担当役員は、当社の行動基準等の周知徹底、コンプライアンスへの意識・関心の向上及び正しい知識の付与並びに取締役及び使用人の倫理意識を高めることを目的に、社内においてコンプライアンス研修を実施します。
- c. 内部監査部門は取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- d. 監査役は、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査します。
- e. 当社は、取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を運用します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下、「文書等」という。）に記載又は記録し、「文書管理規程」に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理します。
- b. 前項の文書等について、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理します。

- ③ 当社及び当社の子会社等（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社グループの経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理委員会を設置し、リスクの軽減及び損失の危険発生の未然防止等に積極的に取り組むものとします。
 - b. 前項のリスクが顕在化した場合には、コーポレート統括部門が直ちに危機対応方針を定め、事実関係の調査、危機への対処、再発防止策の策定及び実施を行います。また、特に重大なリスクが顕在化した場面においては、代表取締役が対策委員会の設置を行うなど、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築します。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築します。
 - b. 適切かつ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備します。
 - c. 原則として1ヵ月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて隨時に取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行います。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図ります。
 - d. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘します。
 - e. 中期経営計画及び各年度予算を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会においてその進捗、実績報告を行います。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当該規程に基づいて子会社等の経営管理全般を所管する部門を設置し、子会社等の事業運営に関する重要な事項について子会社等から報告を受け、協議を行い、子会

社等の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に係る指導及び支援を行います。

- b. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の事業運営、リスク管理、コンプライアンス等の経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への附議を行うものとし、業務の適正性及び効率性を確保する体制を構築します。
 - c. 当社の内部監査部門は、子会社等の業務の適正性について監査を行い、法令・定款違反行為を未然に防止します。
 - d. 当社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、往査を含めた子会社の監査を行います。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役が必要とした場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任します。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役が同意権をもつものとし、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
 - c. 監査役から監査役の職務を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役及び使用人は、当社に対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に關わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものとします。

- b. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
 - c. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとします。
 - d. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他当社の子会社の取締役、監査役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものとします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席します。
 - b. 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施します。
 - c. 監査役は、原則として1ヵ月に1回開催する定時監査役会に出席するほか、必要に応じて隨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
 - d. 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門のほか、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものとします。
 - e. 監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請し、監査が効率的に行われる体制を構築します。
 - f. 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合には、当社はこれに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループ業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要是、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

当該事業年度は、取締役会を18回開催し、取締役と監査役の出席のもと、取締役の職務執行を監督したほか、決裁基準に基づく個別議案の決議、経営上の重要事項（中期経営計画の策定等）に係る議論を実施いたしました。

また、「関係会社管理規程」に基づき子会社から必要事項の報告を受け、当社グループの経営上の重要事項について、当社の取締役会において議論及び決議を実施いたしました。

② コンプライアンスに関する事項

コンプライアンスに関する知識や意識向上のため、「コンプライアンス規程」に基づき、社外役員を含めた全役職員が法令及び社内規程等、法令遵守に必要な知識等を習得できるよう、コンプライアンス研修を継続して実施しております。

また、当社グループのコンプライアンス違反行為について役職員が直接通報を行える内部通報制度を整備し、運用しております。

③ リスクマネジメントに関する事項

当該事業年度においては、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を7回開催し、サイバー攻撃リスクの高まり踏まえ、情報セキュリティリスク対策を中心とした当社グループの重点リスクについて協議を実施いたしました。

また、グループ会社増や事業多角化に適う危機管理・対応体制整備のため、「突発的危機対応規程」に基づく危機判断基準、危機対応部門及び対応フロー等の更新・周知を継続して実施しております。

④ 監査体制に関する事項

当該事業年度は、当社グループの各管理・企画・営業・事務部門、営業所等に対し、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を113回実施いたしました。

また、当社の常勤監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席し、適宜発言を行っております。このほか、重要な契約書及び稟議申請等の閲覧を通じて、常勤監査役が当社グループの業務の適正性について、適宜確認を行っております。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	持分法による他の包括利益
当連結会計年度期首残高	1,612	1,281	5,403	△1,201	10	108
当期包括利益						
当期利益	-	-	2,941	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	-	50
当期包括利益合計	-	-	2,941	-	-	50
所有者との取引額等						
新株の発行	6	6	-	-	△3	-
自己株式の取得	-	-	-	△1	-	-
配当金	-	-	△621	-	-	-
非支配株主との資本取引	-	△11	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	82	19	-	-	33	-
所有者との取引額等合計	88	14	△621	△1	30	-
当連結会計年度末残高	1,700	1,295	7,722	△1,201	40	158

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計			
	その他の資本の構成要素							
	在外営業活動体の 換算差額	その他の資本の 構成要素合計						
当連結会計年度期首残高	△2	116	7,211	79	7,291			
当期包括利益								
当期利益	-	-	2,941	23	2,964			
その他の包括利益	△3	47	47	△1	46			
当期包括利益合計	△3	47	2,988	22	3,010			
所有者との取引額等								
新株の発行	-	△3	9	-	9			
自己株式の取得	-	-	△1	-	△1			
配当金	-	-	△621	-	△621			
非支配株主との資本取引	-	-	△11	2	△9			
株式に基づく報酬取引	-	33	134	-	134			
所有者との取引額等合計	-	30	△489	-	△487			
当連結会計年度末残高	△5	194	9,710	103	9,814			

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下IFRS）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結子会社の数及び名称

連結子会社の状況

・連結子会社の数	17社（この他、債権流動化を目的とした信託4件）
・主要な連結子会社の名称	プレミア株式会社
	プレミアワランティサービス株式会社
	プレミアモビリティサービス株式会社

カープレミア株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結子会社に含めることといたしました。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用関連会社等の数	4社
・主要な持分法適用関連会社等の名称	Eastern Commercial Leasing p.l.c.

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

金融商品

1. 認識

当社グループは、金融資産及び金融負債について、金融商品の契約条項の当事者となる時点で認識しております。

2. 分類・測定

(a) 非デリバティブ金融資産

当社グループで保有する非デリバティブ金融資産はその性質と保有目的によりすべて償却原価で測定する金融資産に分類されます。

また、立替金は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、以下の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、金融資産の取得に直接起因する取引コストも含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。実効金利法による利息収益及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループで保有する非デリバティブ金融負債は、金融保証契約を除き、すべて償却原価で測定する金融負債に分類されます。当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値（金融資産の取得に直接起因する取引コストを控除後）で当初認識しております。金融保証契約を除く非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

また、預り金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当該負債は当初認識後、IFRS第9号に従って算出された貸倒引当金の金額と当初認識後から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されております。

(c) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、デリバティブ金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債にそれぞれ分類しております。デリバティブは、デリバティブ取引が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。

当社グループが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債は、「その他の金融資産」及び「その他の金融負債」に含まれるデリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債のみであります。

3. 金融資産及び金融負債の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

4. 相殺

当社グループが残高を相殺する金融資産及び金融負債は、残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に進行する意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

5. 債却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期末及び期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品について報告後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12か月の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。

信用リスクの著しい増大があった場合及び組成又は購入した信用減損金融資産には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じうる債権不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと判断しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

また、一定の日数が経過した延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。当社グループの金融資産の「債務不履行」の定義は、信用減損の定義に一致し、また社内のリスク管理目的に使用されるものとも一致しております。

予想信用損失は、集合ベースで、格付及び損失測定期間に応するデフォルト確率（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下、「LGD」という。）及び債権額をインプットとする見積技法により測定しております。PD及びLGDは、過去の信用損失発生の実績率を基礎とし、その直近における変化、及び将来予想的な情報を勘案して決定しております。

また、金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- ・現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期などを想定することは困難であるものの、同感染症による影響については、当連結会計年度における延滞や貸倒れの発生状況等の分析を行った結果、予想信用損失の悪化を示す事象は年度を通じて発生していないことから、当連結会計年度末において追加的な調整は不要と判断しております。

上記のように、予想信用損失の見積りは、PD,LGDの予測や、割引率等、多くの仮定、見積りのものとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、減損損失額に重要な変動を与えるリスクがあります。

貸倒引当金の当初測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される貸倒引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。なお、購入又は組成した信用減損金融資産に係る全期間の予想信用損失の有利な変動が存在し、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた損失評価引当金の金額を上回る場合、減損利得として認識しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は、一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接償却しております。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、主として定額法により耐用年数にわたって認識されます。

主要な有形固定資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 18～38年
- ・建物附属設備 3～18年
- ・器具備品 3～20年
- ・車両 2～6年
- ・使用権資産 1～5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

処分時又は、継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産項目の認識を中止します。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、売却収入と帳簿価額との間の差額として算定され、純損益で認識されます。

のれん及び無形資産

1. のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位（又は、資金生成単位のグループ）に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年同じ時期に、減損テストを行っております。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を、まず当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻し入れません。

2. 無形資産

無形資産の測定には、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されます。償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上されます。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5～10年
- ・契約関連資産 7～20年

見積耐用年数及び償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示されます。

処分時点、又は使用（又は処分）による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、無形資産の認識を中止します。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入と資産の帳簿価額との間の差額として算定され、認識の中止時点で純損益に認識されます。

リース

(借手側)

IFRS第16号において、リースは「資産（原資産）を使用する権利を、一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約または契約の一部分」と定義され、下記のステップに基づいて、契約リースを含むか含まないかを判定することが求められております。

ステップ1：資産は特定されているか。

ステップ2：借手は使用期間にわたって資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。

ステップ3：借手は使用期間にわたって資産の使用を指図する権利を有しているか。

リースは、リース開始日において、リース負債及び使用権資産を認識しております。

①リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料総額をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。

②使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、それ以外の場合にはリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。なお、リース期間の見積りに当たっては、契約上のリース期間を用いており、行使することが合理的に確実な延長オプションについては、該当がないため含めておりません。

(貸手側)

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリースをファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リースは、リース投資未回収総額をリースの計算利子率で割り引いた正味リース投資未回収額を金融債権に含めて連結財政状態計算書に計上しております。

リース料収入は、正味リース投資未回収額およびリースの計算利子率に基づいて算定した金額を営業収益に含めて連結損益計算書に計上しております。なお、オペレーティング・リースに分類しているリースはありません。

非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産及び無形資産の帳簿価額をレビューしております。減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っております。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積ります。合理的かつ首尾一貫した基礎で配分できる場合には、全社資産も個々の資金生成単位に配分され、そうでない場合には、これらは合理的で首尾一貫した配分基礎を識別し得る最小の資金生成単位に配分されます。

持分法適用会社に対する投資については、減損しているという客観的な証拠がある場合に減損テストを実施しております。

耐用年数が確定できない無形資産及びのれんについては、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

上記の減損テストにおいて回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しております。使用価値は、各資金生成単位グループの将来営業キャッシュ・フローの見積額を税引前割引率を用いて割り引くことにより算定しております。

将来営業キャッシュ・フローは、経営陣が承認した事業計画等を基礎として算定しております。計画期間以降については、将来の不確実性を考慮し、成長率を0%として推定しております。この成長率は市場の長期平均成長率を超過しておりません。

割引率については、各資金生成単位グループごとにリスク・プレミアムを織り込んだ加重平均資本コスト等を使用しております。

資産（又は資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、回収可能価額まで減額されております。

減損損失を事後に戻し入れる場合、当該資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、当該資産（又は資金生成単位）について、過年度において減損損失が認識されなかつたとした場合の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しております。

引当金

資産除去債務

賃借事務所の建物附属設備等に対する原状回復義務に備え、類似物件の実績額及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。計算に用いる割引率はリスクフリーレートを使用しております。

将来において経済的便益の流出が予想される時期は、主に各連結会計年度末日より1年を経過した後の時期であります。

これら原状回復にかかる費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

従業員給付

1. 確定拠出年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

2. 短期従業員給付

短期従業員給付に関して認識する負債は、関連する勤務と交換に支払うと見込まれる給付の割引かない金額で測定しております。

収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。（営業収益及びその他の金融収益に含まれるIFRS第9号に基づく利息及び配当収益、営業収益に含まれるIFRS第4号に基づく保険収益等を除く）

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、クレジットにかかるサービスを提供しており、同サービス提供のうち、自動車の所有権留保にかかる事務手数料や早期完済に係る事務手数料等のその他手数料売上（18百万円）については事務手数料実施時に履行義務が充足されると判断していることから、主として手数料が実施された一時点において収益を認識しております。

また、ソフトウェアの整備、アップデートサービスの提供（522百万円）については、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

以上の収益の取引価格については、顧客への履行義務の充足と顧客による支払の期間がいずれも短期であり重大な金融要素の影響は含まれていないため、貨幣の時間価値を調整しておりません。

故障保証収益

故障保証収益は、IFRS第4号「保険契約」に基づいて処理を行っており、保証期間に対応する保証料として契約時に一括で収受した額を前受収益として負債に繰り延べるとともに、保証期間の経過に伴い収益に計上しております。負債の十分性テストに関しては、将来発生する修理代等の割引前キャッシュアウトフローと繰り述べた前受収益の額を比較しております。負債が十分ではないことが判明した場合には不足額の全額を費用として認識しております。

表示方法の変更

1. 連結財政状態計算書

当連結会計年度において、オートリース事業の重要性が相対的に増している点を踏まえ、前連結会計年度において、「その他の金融資産」に含めて掲記しておりました「リース投資資産」は、当連結会計年度より「金融債権」に含めて掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、「その他の金融資産」に含めておりました4,721百万円を「金融債権」として組替を行っております。

2. 連結損益計算書

連結財政状態計算書における表示方法の変更を踏まえて、「その他の金融費用」に含めて掲記しておりますオートリース事業に関する「支払利息」は、当連結会計年度より「営業費用」に含めて掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「その他の金融費用」に含めておりました35百万円を「営業費用」として組替を行っております。

Ⅲ 重要な会計上の見積りに関する注記

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価

当社グループが計上するのれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。当該算定に当たっては、当社グループの経営者による事業環境や市場環境を考慮した判断及び仮定を前提としており、前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12カ月または全期間の予想信用損失を見積っております。

予想信用損失の見積りは、債務不履行の可能性、発生損失額に関する将来予測や、割引率、新型コロナウイルス感染症の影響等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、実際の損失が予想信用損失より過大又は過少になる可能性を、当社グループ経営者が判断しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

保険資産の計上

当社グループは、クレジット事業（立替払方式・提携ローン方式）における貸倒リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と取引信用保険及び保証機関型信用保険を締結し、信用補完を行っております。

貸倒れの発生見込期間にわたり保険契約を有効に維持するとの現在の当社グループの方針に基づき、以下の要素から同信用保険によって補填を受けることがほぼ確実と見込まれる金額を保険資産として計上しております。なお、中期経営計画において、将来の貸倒れと保険契約に基づく保険料の支払いを計画上織り込み、貸倒れを補填するための保険金の支払限度額が維持される計画としております。

- ・信用リスクの低い保険会社と保険契約を締結していること
- ・保険金が全て請求通り支払われていること
- ・将来予想信用損失が適切に見積られており、これらをカバーするのに十分な保険枠が設定されていること

これらの見積り及び仮定は、損害保険会社のスタンス及び契約内容の変更により保険資産の補填に影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

持分法投資会社の評価

関連会社又は共同支配企業に対する純投資が減損しているという客観的な証拠がある場合には、減損テストを実施しております。純投資の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値を割り出して算出しております。使用価値算定において使用した割引算定モデルの選択及び評価モデルへのインプット項目について、市場において観測された過去データ及び経営者による事業戦略の方針を前提としており、前提とした状況が変化すれば使用価値の算定結果が著しく異なる結果があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しております。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異及びすべての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しております。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

収益の認識

金融資産からの利息収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、収益の金額を信頼性をもって測定できる場合に認識されます。利息収益は、元本残高、及び金融資産の予想残存期間にわたる見積将来キャッシュ・フロー受取額を当初認識時の資産の正味帳簿価額まで正確に割引く実効金利を参照して、実効金利法により発生時に認識しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、収益の認識の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

IV 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

金融債権 11,375 百万円

(2) 担保に係る債務

借入金 10,931 百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

金融債権 829 百万円

3. 固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産 1,763 百万円

無形資産 1,604 百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約並びにシンジケーション方式によるコミットメントラインを締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及びコミットメントライン契約の総額 9,000 百万円

借入実行残高 100 百万円

差引額 8,900 百万円

5. 保証債務

ローン保証に対する保証債務 375,883 百万円

関連会社の長期借入金に対する保証債務 1,104 百万円

V 連結損益計算書に関する注記

持分法による投資損益

持分法による投資利益 213 百万円

VI 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 13,394,990 株

うち自己株式 528,885 株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度における配当の支払いは下記のとおりであります。

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	301	23.50	2021年3月31日	2021年6月9日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	320	25.00	2021年9月30日	2021年12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	335	26.00	2022年3月31日	2022年6月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 123,200株

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主な事業サービスとして、「ファイナンス事業」「故障保証事業」「オートモビリティサービス事業」を行っております。これらの事業を行うため、借入金のほか債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対するクレジット事業の割賦売掛金及びオートリース事業のリース投資資産であり、顧客の債務不履行や加盟店の倒産などによる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、クレジットポリシー及び当社グループの信用リスクに関する諸規程を整備し、これらに従って、個別契約単位での割賦売掛け金及びリース投資資産に対する与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理の対応など、総合的な与信管理に関する体制を構築、整備し運営しております。

これらの与信管理に関する体制は、信用リスク管理統括部門が統括しており、その運用の状況についてはグループ執行役員会議等へ定期的な報告等を行っております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

なお、公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりであります。

レベル1 - 同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2 - 資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル3 - 資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

当社グループは、資産及び負債のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日で認識しております。

当社グループにおいて、経常的に公正価値測定を行う金融商品はデリバティブ資産、デリバティブ負債のみであります。

1. 金融債権、その他の金融資産（デリバティブ資産除く）、金融保証契約、借入金、その他の金融負債（デリバティブ負債除く）

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額は公正価値に近似しております。

また、満期までの期間が長期であるものは、取引先又は当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債は保有しておりません。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債のうち、金融債権および金融保証契約についてはレベル3に分類し、それ以外についてはレベル2に分類しております。

2. デリバティブ資産、デリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、観察可能な市場データに基づいて評価されており、レベル2に分類しております。

(2) 帳簿価額及び公正価値

金融資産及び金融負債の公正価値は連結財政状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり親会社所有者帰属持分	754円71銭
(2)	基本的1株当たり当期利益	229円39銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(单位：百万円)

資本金	株主資本							新規約 株権合 資産計		
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合 計			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	1,640	437	1,000	1,437	2,615	2,615	△1,201	4,492	-	4,492
事業年度中の変動額										
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1	△1		△1
配当金		-	-	-	△621	△621	-	△621		△621
株式に基づく取引	28	28	-	28	-	-	-	55		55
当期純利益	-	-	-	-	1,423	1,423	-	1,423		1,423
株主資本以外の項目の当期変動額									32	32
事業年度中の変動額合計	28	28	-	28	802	802	△1	856	32	888
当期末残高	1,668	465	1,000	1,465	3,416	3,416	△1,201	5,348	32	5,380

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

- 建物については定額法を採用しております。
車両・運搬具については定率法を採用しております。
なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-----|
| ・建物 | 22年 |
| ・車両・運搬具 | 3年 |

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、収益認識会計基準の適用に伴う当事業年度の損益や利益剰余金期首残高等への影響はございません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

III 重要な会計上の見積りに関する注記

重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,437百万円

上記には、被取得会社の超過収益力を反映し、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得した関係会社株式9,139百万円を含みます。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

上記の関係会社株式は、該当する場合は超過収益力を実質価額の評価に反映した上で、取得後、株式の実質価額が50%程度以上下落した場合には、実質価額が著しく低下したと判断し、著しい低下がある場合はおむね5年以内の回復可能性を評価することにより、減損判定を実施しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、実質価額の著しい低下の有無であります。実質価額の著しい低下の有無は、関係会社の直近の業況と事業計画等を比較することにより、超過収益力の毀損の兆候を示唆する状況があるか、また、実質価額が著しく低下している関係会社株式については、事業計画等によってその回復可能性が十分に裏付けられるかを踏まえて検討しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度においては、関係会社株式の減損損失を計上しておりません。しかしながら、関係会社の業績変化等により、実質価額やその回復可能性が変化した場合は、翌事業年度における減損判定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額	
短期金銭債権	363 百万円
短期金銭債務	36 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4 百万円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

　営業取引による取引高

営業収益	3,098 百万円
営業費用	
出向負担金 (注)	△2,576 百万円
株式報酬費用 (注)	△45 百万円
地代家賃	242 百万円
その他立替経費 (注)	△52 百万円

　営業取引以外の取引による取引高

受取利息	15 百万円
支払利息	68 百万円

(注) 関係会社からの出向負担金収入、立替経費の受取金は、営業費用の出向負担金、株式報酬費用、その他立替経費にてマイナス (△) 表示しております。

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類および株式数

普通株式	528,885 株
------	-----------

VII 収益認識に関する注記

当社は関係会社からの経営指導料（1,833百万円）を収益計上しております。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	33 百万円
株式報酬費用	62 百万円
繰越欠損金	145 百万円
その他	6 百万円
繰延税金資産小計	245 百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△145 百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△100 百万円
評価性引当額小計	△245 百万円
繰延税金資産合計	—

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ブ レ ミ 会 ア 株 式 会 社	所有直接 100.0%	経営指導 出向契約 資金の借入 利息の支払 家賃支払 債権被保証	経営指導料 (注) 1	1,828	未収入金	184
				出向負担金の受取 (注) 2	1,781	未収入金	109
				資金の借入 (注) 3	1,400	関係会社 長期借入金	1,400
				利息の支払 (注) 3	34	未払費用	1
				事務所利用料 (注) 4	242	未払費用	23
				当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 5	500	-	-
子会社	P A S 株 式 会 社	所有間接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	280	関係会社 長期貸付金	280
子会社	ブ レ ミ テ イ ス ワ ラ ン ビ サ ブ 株 式 会 ア イ ス 社	所有直接 100.0%	出向契約 資金の借入 利息の支払 株式譲渡	出向負担金の受取 (注) 2	494	未収入金	36
				資金の借入 (注) 3	4,000	関係会社 長期借入金	4,000
				利息の支払 (注) 3	34	未払費用	12
				関係会社株式の売却代金 (注) 6	71	-	-
				関係会社株式の売却益 (注) 6	19	-	-
				資金の貸付 (注) 3	540	関係会社 長期貸付金	540
子会社	V A L U E 株 式 会 社	所有直接 100.0%	資金の貸付 利息の受取	利息の受取 (注) 3	5	未収利息	3
子会社	ブ レ ミ テ イ ス モ バ リ ピ サ ブ 株 式 会 ア イ ス 社	所有直接 100.0%	出向契約 資金の貸付	出向負担金の受取 (注) 2	221	未収入金	16
				資金の貸付 (注) 3	300	関係会社 長期貸付金	300

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントパーティ株式会社	所有間接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	310	関係会社長期貸付金	310
子会社	中央債権回収株式会社	所有間接 100.0%	資金の貸付 債務被保証	資金の貸付 (注) 3	300	関係会社長期貸付金	300
				当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 4	450	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
2. 出向負担金は、契約に基づいて決定しております。
 3. 貸付利息、借入利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 4. 市場価格を勘案し当事者間の契約により決定しております。
 5. 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 6. 有価証券の売却価格は独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払であります。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 418円15銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 110円98銭 |

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。